

総括図

東京都市計画用途地域

杉並区

渋谷区



変更箇所

神奈川県

目黒区

大田区

凡 例	
地 域 地 区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(容積率70%) (容積率50%以下は同色)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等・建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
	A. 高度地区等 (記入のないところは無指定) ① 150㎡以上250㎡未満 ② 150㎡未満容積率100%
	B. 建蔽率/容積率 (記入のないところは無指定)
防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域
都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑 化 地 域	
指定区域	市街化区域全域
対 象	敷地面積300㎡以上における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。 ※多摩川(川幅以内)の区内全域	
日 影 規 制	
	3-2 4-2-3 5-3 4-2-3
※日影規制の適用は、都市計画区域の範囲に一定ありです。	

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。